

東久留米市
子ども・子育て会議
平成31年1月25日

幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針（抜粋）

（平成30年12月28日
関係閣僚合意）

幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針

(目次)

I 幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針 ————— 1

1. 総論
2. 対象者・対象範囲等
3. 財源
4. 就学前の障害児の発達支援
5. 実施時期
6. その他

II 高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針 ————— 8

1. 総論
2. 対象者・対象範囲等
3. 授業料等減免・給付型奨学金の概要
4. 支援対象者の要件（個人要件）等
5. 大学等の要件（機関要件）
6. 財源
7. その他
8. 実施時期

I 幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針

1. 総論

- 幼児教育の無償化については、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）を踏まえ、以下の方針に沿って具体的な制度設計を行うとともに、法制化に向けた検討を進める。

（幼児教育の無償化の趣旨等）

- 少子高齢化という国難に正面から取り組むため、来年 10 月に予定される消費税率の引上げによる財源を活用し、子育て世代、子供たちに大胆に政策資源を投入し、お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換する。
20 代や 30 代の若い世代が理想の子供数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が最大の理由となっており、幼児教育の無償化をはじめとする負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の 1 つである。また、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子供たちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要である。
- このような背景を踏まえ、これまで、段階的に推進してきた取組を一気に加速する。現行の子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）の改正法案を次期通常国会に提出し、新制度の対象とはならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設する等の措置を講ずる。
- また、就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進めていく。

2. 対象者・対象範囲等

- 「新しい経済政策パッケージ」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において、
- ① 3 歳から 5 歳までの全ての子供及び 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化し¹、
 - ② 幼稚園、保育所、認定こども園以外についても認可保育所に入ることができない待機児童がいることから、保育の必要性のある子供については、認可外保育施設等を利用する場合でも無償化の対象とする
- とされており、具体的には、以下のとおり整理される。

（1）幼稚園、保育所、認定こども園等

（無償化の対象）

- これまでの幼児教育の無償化の取組を一気に加速化するものとして、法律により、

¹ 支援法に基づく地域型保育、企業主導型保育事業も無償化の対象とすることとされている。

幼児教育の質が制度的に担保された施設²であり、広く国民が利用している幼稚園³、保育所、認定こども園及び地域型保育⁴を利用する3歳から5歳までの子供たちの利用料を無償化する。なお、新制度の対象とならない幼稚園については、新制度の利用者負担上限額（月額2.57万円）を上限として無償化⁵する。また、企業主導型保育事業について、事業主拠出金を活用し、標準的な利用料を無償化する。

- 0歳から2歳までの子供たちの利用料については、上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化する。

（実費の取扱い）

- 保護者から実費で徴収する費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）については、無償化の対象とはならないものとする。

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持する。

具体的には、幼稚園・保育所等の3歳から5歳までの子供たちの食材料費については、主食費・副食費とともに、施設による実費徴収を基本とする。生活保護世帯やひとり親世帯等⁶について、新制度の対象となる施設においては、公定価格内で副食費の免除を継続するとともに、免除対象者の拡充（年収360万円未満相当の世帯）を図る。新制度の対象とならない幼稚園においても負担軽減を図ることとする。

なお、保育所等の0歳から2歳までの子供たちは、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。

- 食材料費の取扱いの見直しや免除の制度等については、国と地方自治体とが協力して、保護者や事業者への丁寧な説明に努める。

（無償化の開始年齢）

- 今般の3歳から5歳までの子供たちの無償化については、職員配置基準、公定価格等に係る年度を単位とした現行の運用を踏まえ、小学校入学前の3年間分の利用料を無償化することを基本的な考え方とし、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象とする。就学前の障害児の発達支援においても同様で

² 学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条に規定する各種学校は、同法第1条の学校とは異なり、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象とはならない。上記以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、当該施設を利用する子供のうち、保育の必要性のある子供については無償化の対象となるものとする。

³ 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の幼稚部を含む。また、在外教育施設・幼稚部については、日本人学校に付置されているものに加えて、単独で存在するものもあり、当該施設を含め設置者及び利用者の実態調査を進めているところ。

⁴ 支援法第7条第5項に規定する地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）をいう。

⁵ 国立大学附属幼稚園、国立大学附属特別支援学校幼稚部については、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年文部科学省令第16号）に定められる標準額を踏まえた上限額（国立大学附属幼稚園は月額0.87万円、国立大学附属特別支援学校幼稚部は月額0.04万円）とする。

⁶ 生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子以降の子。

ある。

ただし、幼稚園については、①学校教育法上、満3歳から入園できる、②満3歳入園児は入園年度から年少学級に所属する場合も多い、③これまでの段階的無償化においても、現行の就園奨励補助により満3歳以上の子供を対象として進めてきたという事情を踏まえ、満3歳になった日から無償化の対象とする⁷。なお、幼稚園の預かり保育については、保育所等との公平性の観点から、住民税非課税世帯を除き、翌年度（4月）から無償化の対象とする。

（2）幼稚園の預かり保育

（無償化の対象）

- 幼稚園の預かり保育（以下「預かり保育」という。）⁸を利用する子供たちについては、保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園利用料の無償化に加え、利用実態に応じて、認可保育所における利用料の全国平均額（月額3.7万円）との差額である上限月額1.13万円⁹までの範囲で預かり保育の利用料を無償化する。
なお、無償化の対象となる預かり保育の利用料は、実際の利用量に応じて計算する¹⁰。
- 保育の必要性の認定については、支援法第20条第1項に基づく保育の必要性の認定（2号認定）のほか、2号認定の基準と同等の内容で、新たに無償化給付のための保育の必要性の認定を支援法上に設け¹¹、いずれかの認定を取得した場合に無償化の対象とする。

（質の確保）

- 質の確保の観点から、預かり保育については、支援法の一時預かり事業（幼稚園型）を受託していない場合も、同様の基準を満たすよう幼稚園の所轄庁等¹²が指導・監督する。

（3）認可外保育施設等

（無償化の対象）

- 待機児童問題により、認可保育所に入りたくても入れず、やむを得ず認可外保育施設等を利用せざるを得ない子供たちについても、代替的な措置として、保育の必要性があると認定された3歳から5歳までの子供たちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化する。
- 認可外保育施設¹³のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポ

⁷ 認定こども園における1号認定の子供も同じ。

⁸ 認定こども園における1号認定の子供たちが利用する預かり保育も含む。

⁹ 住民税非課税世帯の満3歳児であって、満3歳になった後の最初の3月31日までの間にある者は、上限月額2.57万円と上限月額4.2万円との差額である上限月額1.63万円。

¹⁰ 具体的には、利用日数に日額単価（450円）を乗じて計算した支給限度額（上限月額1.13万円）と実際に支払った利用実績額を毎月比較して、少ない方の額を支給額とする仕組みとする。なお、支援法の一時預かり事業（幼稚園型）についても同様。

¹¹ 住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子供たちについては、3号認定と同等の内容の無償化給付のための保育の必要性認定を支援法上に設ける。

¹² 国公立の場合は設置者。

¹³ 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指す。

ート・センター事業¹⁴を対象とし、複数のサービスを組み合わせて利用する場合も、上限額の範囲内で無償化の対象とする。

なお、幼稚園が預かり保育を実施していない場合や十分な水準の預かり保育を提供していない場合には、幼稚園に加え、認可外保育施設等を利用する場合についても、無償化の対象とする。その場合の認可外保育施設等の無償化の上限額は、預かり保育に係る無償化上限月額 1.13 万円¹⁵から預かり保育に係る無償化給付の支給額を控除した額¹⁶とする。

- 0歳から2歳までの子供たちについては、保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額 4.2 万円）までの利用料を無償化する。
- 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことを必要とする。ただし、経過措置として、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

（質の確保）

- 今般の無償化を契機に認可外保育施設の質の確保・向上を図ることが重要である。したがって、児童福祉法に基づく都道府県（指定都市・中核市を含む。以下この節において同じ。）の指導監督の充実等を図る。具体的には、以下の取組を行う。
 - ・ 届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知（例：親族間や友人・隣人の預かりは届出対象外）
 - ・ 現行の児童福祉法に基づく都道府県による指導監督の徹底等
 - ・ 指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たし、さらに認可施設に移行するための支援
 - ・ ベビーシッターの指導監督基準の創設
- 無償化給付の実施主体となる市町村における対象施設の把握、保護者への償還払い手続き、無償化給付に必要な範囲での施設への関与等について、事務負担に十分配慮しつつ検討し、必要な法制上の措置を講ずる。
- 無償化給付の実施に伴い、市町村においては、無償化給付の対象者が利用する認可外保育施設等を把握する必要があることから、都道府県と市町村の間の情報共有等の強化の方策を講ずる。
- 上記の具体化に向けて、内閣府・文部科学省・厚生労働省と、都道府県・市町村による検討の場を設置し、子どもたちの教育・保育環境の安全確保の観点から、幅広く検討する。その際、国と地方が十分な協議を行い、結論を得る。
- 認可外保育施設の質の確保・向上に向けては、後述の地方自治体とのハイレベルによる幼児教育の無償化に関する協議の場（「6. その他」参照）での議論を踏まえ、地方自治体の実情に応じた柔軟な対応を可能とすることも含め、必要な措置を検討する。
- 支援法の改正法案の附則に、「法律の施行後2年を目途として、経過措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」旨の

¹⁴ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業、同条第 13 項に規定する病児保育事業及び同条第 14 項に規定する子育て援助活動支援事業をいう。

¹⁵ 住民税非課税世帯の満 3 歳児であって、満 3 歳になった後最初の 3 月 31 日までにある者は月額 1.63 万円。

¹⁶ 預かり保育を利用しない場合、認可外保育施設等の無償化の上限月額は 1.13 万円。

見直し検討規定を置く。

3. 財源

(1) 負担割合

- 今般の幼児教育の無償化については、制度として確立された少子化に対処するための施策として、2019年10月に予定される消費税率10%への引き上げによる財源を活用する。国負担分については社会保障関係費として内閣府に予算計上する。また、地方負担分についてもこの消費税の增收分を活用する。費用負担の在り方については、地方自治体の負担軽減にも配慮しつつ、国と地方で適切な役割分担をすることを基本とし、国と地方へ配分される消費税の增收分を活用することにより、必要な地方財源を確保する。

(現行制度があるもの)

- 支援法に基づく施設型給付・地域型保育給付の対象施設については、現行制度の負担割合と同じ負担割合である国1/2、都道府県1/4、市町村1/4、公立施設¹⁷は市町村等10/10とする。

新制度の対象とならない幼稚園については、現行の段階的無償化に係る負担割合も含め、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする¹⁸。

(現行制度のないもの)

- 新たに無償化の対象となる認可外保育施設、預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業等の負担割合について、子ども・子育て支援は全ての構成員が各々の役割を果たすことが求められるという支援法の基本理念を踏まえ、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする。

(2) 財政措置等

(初年度に要する経費)

- 幼児教育無償化の実施に要する経費について、消費税10%への引上げに伴い地方へ配分される地方消費税の增收分が2019年度(初年度)は僅かであることを踏まえ、幼児教育の無償化の実施に当たって、初年度に要する経費について全額国費による負担とする。

(事務費・システム改修費)

- 幼児教育無償化の実施に当たって、初年度(2019年度)及び2年目(2020年度)の導入時に必要な事務費について、それぞれ全額国費による負担として措置する。さらに、新たに対象となる認可外保育施設等の無償化に係る事務費については、経過措置期間(～2023年度)に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置を講ずる。

システム改修経費については、平成30年度予算(192億円)及び平成31年度予算(62億円)を活用して対応することとし、小規模な市町村に配慮しつつ、適切な配

¹⁷ 地域型保育給付は、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。

¹⁸ 国(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。)公立施設は、設置者10/10とする。

分となるよう努める。

(地方財政計画及び地方交付税の対応)

- 今般の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保した上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入する。

4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進める¹⁹。具体的には、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象に、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業並びに福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の利用料を無償化する²⁰。また、幼稚園、保育所又は認定こども園とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象とする²¹。

5. 実施時期

今般の無償化の実施時期については、2019年10月1日とする。

6. その他

(幼児教育の無償化に関する国と地方の協議の場の設置)

- 認可外保育施設の質の確保・向上をはじめとする様々な課題について、P D C Aサイクルを行うため、内閣府・文部科学省・厚生労働省と地方自治体のハイレベルによる幼児教育の無償化に関する協議の場を設置する。
- また、今般の無償化の円滑な施行に向け、引き続き、地方自治体からのご意見を踏まえ、事務負担の軽減や実務に関する検討を行う。

(支払方法)

- 新制度の対象施設については、現物給付を原則とする。

新制度の対象とならない幼稚園については、現行の就園奨励費の事務も踏まえ、償還払いか現物給付かを市町村が実情に応じて判断できるようにする。ただし、利用者の利便性等も鑑み、現物給付の選択に資するよう、取組を支援する。

幼稚園の預かり保育については、実際の利用量に応じた支給額の計算となるため償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることを可能

¹⁹ 就学前の障害児の発達支援の無償化に係る財源については、現行の障害児福祉サービスの制度と同様、一般財源とする。また、初年度に要する周知費用やシステム改修費について全額国費で負担する。

²⁰ 障害児入所施設は、入所している障害児に対し、日常生活の指導や知識技能の付与など、通所型の児童発達支援と同様の支援を行っていることから対象に含める。また、基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も対象とする。

²¹ 認可外保育施設等と併用した場合も同様（認可外保育施設等については上限額あり）。

とする。

認可外保育施設等については、複数サービス利用の可能性もあることから、一括して清算できる償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることを可能とする。

なお、幼稚園利用者については、在籍園を経由して、預かり保育と認可外保育施設等に係る市町村への請求を行うこととする。

(幼児教育の無償化に伴う取組)

- 地方自治体によっては、既に独自の取組により無償化や負担軽減を行っているところがある。今般の無償化が、こうした自治体独自の取組と相まって子育て支援の充実につながるようにすることが求められる。このため、今般の無償化により自治体独自の取組の財源を、地域における子育て支援の更なる充実や次世代へのつけ回し軽減等に活用することが重要である。
- 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われ、結果として国等の財政負担により事業者の利益を賄うことのないよう、関係団体や都道府県、市町村等とも連携し、実態の調査及び把握について検討していくとともに、事業者に対する周知徹底を図る。